

令和 6 ・ 7 年度 豊根村競争入札参加資格審査申請要領 『物品・その他委託』

令和 6 年度及び令和 7 年度において豊根村が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る競争入札等（オープンカウンタを含む。）に参加を希望される方は、次により申請をしてください。

1 申請者の要件

資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）に該当しない方。

地方自治法施行令 （抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項に掲げる者

（指名競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 11 第 167 条の 4 の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 （抜粋）

（国及び地方公共団体の責務）

第 32 条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

- （２）国税、愛知県税及び豊根村税が未納でない方。

- （３）資格申請を希望する営業の種類について、法令の規定により必要とされている許可登録等を受けていること。

2 申請の方法

- (1) 申請を行う方は、「あいち電子調達共同システム（物品等）ポータルサイト」（以下「電子調達システム（物品等）」という。）にアクセスし、トップページから「手引書・書類」タブを選択してください。掲載されている定時受付関連の資料（定時受付の手引き、下書きチェックシート、よくある質問）を確認し、本店ID及びパスワードの確認、課税番号の確認、別送書類の手配等、必要な準備を実施してください。
ホームページのURL：<https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>
- (2) 法人が申請する際の申請単位は法人単位となります。営業所単位での申請は受け付けることができません。
- (3) 契約を締結する営業所は、1自治体に対し1営業所に限ります。ただし、許可登録等の関係で、やむを得ず複数の営業所での申請が必要な場合には、豊根村役場総務課に確認してください。また、申請を希望する営業所は、当該営業所において申請を希望する品目の営業を営むことを認められている必要があります。
- (4) 受付期間に入りましたら、電子調達システム（物品等）の入札参加資格申請から、すみやかに申請データを入力・送信してください。
- (5) 申請できる営業品目は業務分類一覧表のとおりです。
- (6) 電子申請後、すみやかに共通審査自治体に別送書類を送付してください。
- (7) 審査結果確認後の電子調達システム（物品等）による追加届については、豊根村では必要ありません。

3 受付期間

- (1) 定時申請 令和6年1月4日（木）～令和5年2月15日（木）
 午前8時から午後8時まで（土・日・祝日を除く）
- (2) 随時申請 令和6年4月1日（月）～令和8年2月16日（月）
 午前8時から午後8時まで（土・日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）

4 別送書類

電子申請によるデータ送信後、下記の書類を各 1 部、所定期日までに提出してください。別送書類（各種証明書等）は、申請日において発行日より 3 ヶ月以内のものとします（写し可）。

（1）共通審査自治体に提出する書類

①法人の場合

書 類 名	備 考
別送書類送付書	電子調達システム（物品等）から印刷したもの。 ※代表者印（法務局に登録してあるもの）の押印が必要です。
履歴事項全部証明書	法務局で発行。
納税証明書（国税）	税務署で発行。「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書 その 3 の 3 ※オンライン請求が可能です。
納税証明書〈（愛知県税）未納の税額がないこと〉又は、愛知県税の納税義務がないことの申出書	愛知県の県税事務所で発行。「法人県民税」、「法人事業税」、「特別法人事業税及び地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書 ＜愛知県内に事業所を有しない等で、上記の納税証明書の交付が受けられない場合＞ 電子調達システム（物品等）から印刷した、愛知県税の納税義務がないことの申出書。

※ 書類は、申請日（申請データの送信日）において発行日より 3 ヶ月以内のものとします（写し可）。

②個人の場合

書 類 名	備 考
別送書類送付書	電子調達システム（物品等）から印刷したもの。 ※代表者印（法務局に登録してあるもの）の押印が必要です。
身元（分）証明書	本籍地の市区町村で発行。日本国籍を有しない方は「在留カード」又は「特別永住者証明書」の写し（裏面に住居地変更の記載がある方は裏面の写しも提出してください）
登記されていないことの証明書（後見・保佐・補助を受けていないことの証明）	全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口で発行。また東京法務局では、郵送申請も可能。
納税証明書（国税）	税務署で発行。「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書 その3の2 ※オンライン請求が可能です。
納税証明書〈（愛知県税）未納の税額がないこと〉又は、愛知県税の納税義務がないことの申出書	愛知県の県税事務所で発行。「個人事業税」、「自動車税種別割」の納税証明書 ＜愛知県内に事業所を有しない等で、上記の納税証明書の交付が受けられない場合＞ 電子調達システム（物品等）から印刷した、愛知県税の納税義務がないことの申出書。

※ 書類は、申請日（申請データの送信日）において発行日より3ヶ月以内のもの
とします（写し可）。

（2）豊根村に提出する書類

豊根村が共通審査自治体でない場合は、豊根村への別送書類は必要ありません。

（3）提出期日

① 定時申請

申請仮受付完了日（申請データ送信日）7日以内必着。（ただし、最終提出期限は、令和6年2月22日（木）必着）

② 随時申請

申請仮受付完了日（申請データ送信日）7日以内必着。

※ 上記①、②の提出期日の最終日が休日（日曜日及び土曜、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日）に当たる場合は、その日以後の最初の平日とします。

(4) 提出先

《共通審査自治体》

共通審査自治体は、システムで自動的に決定されますので、申請データ送信後、画面上で送付先の確認をお願いします。

《豊根村》

〒449-0403 愛知県北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2

豊根村役場 総務課 行政係

TEL 0536-85-1311

Eメール soumu@vill.toyone.lg.jp

5 資格審査

資格審査は、申請者の要件を満たしていることを調査します。

6 審査状況照会

電子調達システム（物品等）にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査の進捗状況を参照することができます。なお、別送書類及び電子申請内容に不備がある場合には、共通審査自治体及び申請先自治体からメールで補正指示が出されますので、補正申請を行ってください。

7 審査結果

審査結果は、審査完了通知メールにより通知します。なお、電子調達システム（物品等）にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査結果を参照することができます。

8 追加届

審査結果確認後の電子調達システム（物品等）による追加届については、豊根村では必要ありません。

9 資格の有効期限

電子申請による入札参加資格の有効期限は次のとおりとします。ただし、令和6年4月1日以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有します。

(1) 定時申請

令和6年4月1日（金）から令和8年3月31日まで有効とします。

(2) 随時申請

名簿登載日から令和8年3月31日まで有効とします。

10 電子申請による入札参加資格決定後における登録内容の変更について

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに電子申請により変更の手続きを行ってください。ただし、定時受付の変更手続きは、令和6年4月1日から可能となります。

11 その他

- (1) 電子申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、別に罰則があるばかりか、入札自体に参加できなくなる場合があります。
- (2) 電子申請後、確認のために申請内容を証明する書面の提示（提出）を求められますので、申請は、必ず書面で証明できる内容により行ってください。
また、証明書面は、入札参加資格の有効期限内は、保管して置いてください。
- (3) 電子調達システム（物品等）の利用にあたっては、あいち電子調達共同システム利用規約を確認のうえ、同意が必要です。
- (4) 資格が認定された方の名簿は、インターネット上で公開しますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 電子調達システム（物品等）はシステムのメンテナンス等のため、システムの利用を一時休止することがあります。
- (6) 入札参加資格審査申請には、ＩＣカードは必要ございません。ただし、電子入札への参加にはＩＣカードの購入、登録等が必要となります。電子入札への参加を希望される場合は、ＩＣカードの登録忘れや有効期限切れ等で未登録業者とならないようご注意ください。

12 問い合わせ

- (1) システムに関すること

あいち電子調達共同システム（物品等）ヘルプデスク

電 話 : 0120-511-270

受付時間 : 平日9時～17時まで

- (2) 内容に関すること

豊根村役場 総務課 行政係

〒449-0403

愛知県北設楽郡豊根村下黒川字蔵平2

電 話 0536-85-1311

Eメール soumu@vill.toyone.lg.jp